

4. 講演

内閣府地方創生推進事務局審議官 中原淳氏

私からは、今年の通常国会で、地域再生法が改正され、「エリアマネジメント負担金制度」が創設されましたので、その内容を概観したいと思います。

まず、制度創設の背景です。ここ大阪で特に先進的に取り組まれています。民間が主体になって、エリマネ活動を行う取り組みが全国的に広がっており、全国の約半数の市町村で、イベント活動、防災やまちづくりのルール策定、情報発信など、まちづくり団体による活動が行われています。

エリマネ団体での取り組みを持続可能にしていくためには、安定した財源を得ることが非常に重要になってきます。現在の主な収入源としては、補助金や委託金の割合が56.1%、会費が40.6%、イベントなど団体の自主財源の三つが多くなっています。エリマネ団体が直面している課題としては、人材面が一番多いですが、それと並んで財政面の課題が多く挙げられています。こうした背景に基づいて、内閣府では、2016年に「日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会」を立ち上げて、エリマネ活動の役割や課題の整理、今後の方向性について検討を行いました。検討会の中間とりまとめの中で、一つは、関係者が内容や費用負担について協定等で合意し、それを継続するために費用負担する仕組みを検討すること、もう一つは、公共性公益性が高いエリマネ活動について、行政の認定等の公的な位置づけを付与して支援する仕組みを検討することが提言されました。2017年には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、エリマネ団体の財源確保をはじめとする推進方策について、必要な法制を含めた制度化などの政策展開につなげていくということが、国レベルでも位置づけられて、今年の法改正につながりました。

今回創設された負担金制度は、まず市町村が、エリマネ団体の活動を「地域再生計画」に位置づけて国に申請し、それを内閣総理大臣が認定した場合に、エリマネ団体から、エリマネ活動に関する計画を市町村に申請してもらい、市町村がそれを認定して負担金を徴収する根拠になる条例を制定するというものです。市町村が、受益の限度内で受益者負担金を徴収し、それをエリマネ団体に交付します。先程のドイツの事例にもありましたが、他の国の制度と比較して特徴的なのは、日本は、地域の稼ぐ力を高めて、その自助の精神に基づく地方創生を実現する取り組みと位置づけていることです。ドイツでは街区管理という側面が比較的強く、ニューヨークでは、公衆衛生の悪化や犯罪増加等の課題に対処するために、清掃や警備を目的とすることが特徴です。同意水準は、ニューヨークやイギリスは過半数の同意、ドイツでは申請時に15%以上の賛成、公告縦覧手続き時に1/3以上の反対がないことですが、日本は2/3以上の同意であり、一番慎重な制度になっています。負担金を徴収する対象は、アメリカやドイツは不動産所有者、日本はエリマネ活動で受益を受ける事業者、イギリスもテナントとなっています。徴収方法は、日本は市町村が負担金を徴収しますが、アメリカは資産税に上乗せして徴収、イギリスは事業所税に上乗せして徴収と、国によって、少しずつ異なっています。

日本の制度のポイントを見ていきたいと思います。まず負担金制度の対象ですが、受益者負担制度に基づいていますので、受益を定量的価値として評価できることが大切です。賑わいの創出等によって、事業者の事業機会の拡大、収益性の向上といった経済効果が生じる活動、「地域来訪者等利便増進活動」を対象とします。条文では、「来訪者等の利便を増進し、これを増加させることに

より経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動」として、イとロの二つが挙げられています。具体的に、ハードでは、サイクルポートの設置、オープンスペースの活用、巡回バスの運行、ソフトでは、情報発信、イベント、両方に関連することとして、警備や清掃などが考えられます。次に負担金を支払う事業者は、「当該地域の来訪者または滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者」ということで、代表的な例としては、顧客や売り上げの増加が期待される小売りサービス事業者、賃料の上昇が期待される不動産貸付事業者が想定されます。但し、将来的にはオフィスビルなどが対象になるかなどについて、エリマネ団体の活動や計画の内容によって、個別に判断していく必要があると考えます。負担金制度における実施主体は、交付金を適正に管理し執行する責任が求められますので、法人格を有する団体に限定するということが、法律上、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人、その他の営利を目的としない法人、地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社となっています。

手続きを個別に見ていきますと、最初に市町村が「地域再生計画」をつくって国に認定を申請するのですが、実質的には、最初からエリマネ団体が存在し、市町村と協議する内容に基づいて、市町村が「地域再生計画」をつくることとなります。「地域再生計画」には、区域、事業、受益事業者からの負担金徴収や交付金の交付に関する事項、計画期間を記載する必要があります。

次の段階では、エリマネ団体から市町村にエリアマネジメントでどういうことをしていくかという計画を申請して、認定を得ることが必要です。「地域来訪者等利便増進活動計画」には、その区域、目標、内容、事業者の範囲、5年を超えない計画期間、資金計画、事業の概要、規模、損益の状況等を記載し、添付書類としては定款、財務諸表等を提出していただきます。市町村がその計画を認定する際には、地域再生計画に適合していること、事業者の事業機会の増大、収益性の向上及びその経済効果の増進に寄与するものであると認められること、利益の限度において受益事業者が負担金を負担することが基準となります。ただ、利益の限度というのが、非常に難しい判断になってくると思います。その段階までいって負担金徴収を条例で定めて、その条例に基づいて市町村が負担金の徴収を行い、払わない人に対しては、督促を行った上で、地方税の徴収処分の例に従って徴収していくこととなります。交付金は、エリマネ活動に必要な経費の財源に充てるもので、エリマネ団体は計画期間が終了したときは、遅滞なく精算しなければならないこととなります。事業者の3分の1を超える受益事業者の同意を得て、取消しを請求した時はその認定を取り消さなければなりません。必要と認めるときには、エリマネ団体に報告を求めることが可能等の監督規定もあります。内閣府では、現在「地方創生推進交付金」を年間1000億円の予算で地方公共団体に交付していますが、この交付金を、今回の負担金制度の導入に向けた経費等にも活用することができるようにと考えております。

受益の限度についての算定方法をどう定めたらいいかということは、非常に大きな今後の課題で、小林先生をはじめパネラーの方々にも参加いただき、有識者会議を設けて議論を行っているところで、今年度中にガイドラインを策定し、ルールを明確化し、負担金制度の導入に向けた機運を醸成したいと思っています。